2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定するため、防衛装備品及び技術の移転に関する日・マレーシア合同委員会（以下「合同委員会」という。）を設置する。

2　合同委員会は、各締約国政府の代表者で構成する。

日本側の構成は、次のとおりとする。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

マレーシア側の構成は、次のとおりとする。

国防省の一の代表者

外務省の一の代表者

国際貿易産業省の一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて一方の側の代表者に対し他方の側から伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を特に定める細目取極が両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。

6　日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とし、マレーシア政府の権限のある当局は、国防省とする。

第三条

1　各締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の関係する職員以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、この協定に基づく事業に関連する知的財産権が自国の関係法令並びに日本国及びマレーシアの双方が当事国である関連する国際協定に従って適切かつ効果的に保護されることを確保する。

第五条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第七条

各締約国政府は、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対し行われ、当該他方の締約国政府により受領された通告により、国の安全、公の秩序又は公衆の健康のために、特定の防衛装備品及び技術の移転を一時的に停止する権利を留保する。

第八条

この協定の改正は、両締約国政府の書面による同意により行われるものとし、その署名の日に効力を生ずる。

第九条

この協定の解釈、実施又は適用に関する両締約国政府の間のいかなる意見の相違又は紛争も、外交上の経路を通じた両締約国政府の間の協議又は交渉によって友好的に解決されるものとする。

第十条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、五年間効力を有し、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を六箇月前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

3　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条から第五条まで及び前条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年四月十八日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

宮川眞喜雄

マレーシア政府のために

アブドゥル・ラヒム

○外務省告示第百七十一号

ボリビア多民族国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を、平成二十九年九月六日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成三十年五月七日にボリビア多民族国について効力を生ずる。

（平成二十九年九月八日付けオランダ王国外務省通告）

平成三十年五月一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○文部科学省告示第七十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十三条の三第二項から第四項までの規定に基づき、共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣　中川　雅治

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程	共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程
（趣旨）	（趣旨）
第一条　学校教育法施行規則第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点及び同条第三項の規定に基づく国際共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。	**第一条**　学校教育法施行規則第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定その他の拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。
（定義）	（定義）
第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　申請施設　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。	一　申請施設　拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。